

2021年6月1日

各位

三井住友信託銀行株式会社

「ハウジングウィル」の取り扱い開始について

三井住友信託銀行株式会社（取締役社長：大山 一也、以下「当社」）は、住宅ローンのお客さま向けに、万が一返済途上にお亡くなりになった際に、ご自宅を安心して大切な人に残すためのサービス「ハウジングウィル」の取り扱いを本日（6月1日）開始しましたので、お知らせします。

一般に、住宅ローンのお申込みの際には、万が一の不測の事態への備えとして、団体信用生命保険（団信）を付保して住宅ローンの債務を保障します。これに対し、万が一の際、ご自宅の名義については相続財産として、法定相続人との共有等となるなど、残されたご家族には、各種手続きをはじめとしたさまざまなご負担がかかってしまいます。

「ハウジングウィル」は、住宅ローンお申込みにあたり、無料で、お客様が作成された自筆証書遺言をお預かりすることで、ご自宅の名義について、不測の事態に備え、債務者ご本人のご意思（Will）*にもとづいた、ご家族へ円滑な名義変更をサポートする、本邦初のサービスです。

「ハウジングウィル」の特長

①当社が無料で保管します

お客さまが作成された自筆証書遺言を当社が保管します。

②継続的な照会を行います

年1回、遺言内容の見直しの必要性の有無など、メールなどで確認します。

③万が一の際、検認手続きを行います

万が一の不測の事態が発生し、相続となった場合、お預かりしている自筆証書遺言の家庭裁判所への提出や検認申立て手続きを行います。

④万が一の際、遺言をお渡しします

万が一の不測の事態が発生し、相続となった場合、予めご指定いただく遺言書交付指定者へ、自筆証書遺言を交付します。

「ハウジングウィル」の商品概要等につきまして、当社HPをご覧ください。

<https://www.smtb.jp/personal/entrustment/succession/housingwill/>

*Will（ウィル）は英語で、「意思」を意味するとともに、「遺言」も意味します。「ハウジングウィル」は、自筆証書遺言のお預かりサービスを、無料でご提供することにより、住宅ローンお借入れの際、万が一への備えとしての安心をご提供するものです。

以上